

産業廃棄物処分業許可証

住所 秋田県秋田市新屋烏木町1番82-2号
氏名 豊興産株式会社
代表取締役 石黒 慎



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 鈴木 健太



許可の年月日 令和7年11月28日

許可の有効年月日 令和14年11月23日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

脱水(移動式)施設による中間処理

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類(「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する)

ア 汚泥 以上1品目(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設

所在地 秋田県秋田市新屋町字関町後232-1

(施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記1のとおり)

3. 許可の条件

別記2のとおり

4. 許可の更新又は変更の状況

平成5年11月24日 更新許可

平成10年11月24日 更新許可

平成15年11月24日 更新許可

平成20年11月24日 更新許可

平成25年11月24日 更新許可

平成30年11月25日 更新許可(優良認定)

令和7年11月28日 更新許可(優良認定)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下余白

別記1

(1) 中間処理は(2)の場所で行うこと(移動式の中間処理施設等を除く。)

(2) 施設の種類、設置年月日、処理能力、数量及び所在地

施設の種類、設置年月日、 許可年月日及び許可番号	処理能力	数量	所在地(移動式にあつては駐機場)
脱水(移動式) (汚泥) (昭和56年5月20日 設置) (昭和56年4月2日 許可) (許可番号 設置届出)	64m ³ /日	1	秋田県秋田市新屋町字関町後232 -1

別記2

(1) 移動式の脱水処理については、発生現場内で行うこと。